

白井市いじめ防止基本方針

平成26年5月23日

白井市

(最終改定 平成30年5月1日)

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
（1）いじめの防止	2
（2）いじめの早期発見	3
（3）いじめへの対処	3
（4）地域や家庭との連携について	3
（5）関係機関との連携について	3
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	3
（1）地方いじめ防止基本方針の策定	3
（2）いじめ問題対策のための協議会の設置	4
（3）教育委員会の附属機関の設置	4
（4）市が実施すべき施策	4
ア 市として実施すべき施策	4
イ 教育委員会として実施すべき施策	4
（5）その他	5
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	6
（1）いじめ防止基本方針の策定	6
（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	6
（3）学校におけるいじめ防止等に関する措置	6
3 重大事態への対処	7
（1）教育委員会又は学校による調査	7
ア 重大事態の発生と調査（学校の設置者又はその設置する学校による対処）	7
イ 調査結果の提供及び報告	7
（2）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	7
ア 再調査	7
イ 再調査の結果を踏まえた措置等	7

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、白井市は、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を策定するものとした。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

- 1 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識を持ち、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われることのないようにする。（法第3条第1項及び「いじめの防止等ための基本的な方針」いじめ防止対策推進法制定の意義より）
- 2 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるよう指導する。（法第3条第2項より）
- 3 いじめられている児童生徒の立場に立ち、いじめを受けた児童生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。（法第3条第3項）

2 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条に規定されており、本市はこれを踏まえて次のように取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為を受けたものが心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、児童生徒本人がいじめを受けていることを否定する場合があることも踏まえ、行為の起こったときのいじめを受けた児

児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなかったり、1回のみで継続して行われた行為ではなかったりした場合でも、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

なお、いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていない場合や知らないところで悪口を書かれた場合についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる必要がある。加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においても、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、いじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報を共有することが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの場所でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域と家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校の取り組みを周知し、学校関係者と地域、家庭と連携を図ることが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市（市教育委員会を含む）が実施する施策

(1) 地方いじめ防止基本方針の策定

- ・ 白井市は法第12条を踏まえ、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進する

ために「白井市いじめ防止基本方針」を策定する。

- ・ 「白井市いじめ防止基本方針」は、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示し、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

(2) いじめ問題対策のための協議会の設置

- ・ 教育委員会は、法第14条第1項を踏まえ、いじめ防止等に関係する機関や団体の連携を図るため、白井市子ども・若者問題対策協議会にいじめ問題対策の機能を持たせる。
- ・ いじめ防止の状況と対策について協議を行う。
- ・ 構成メンバーは、学校関係者、教育委員会、警察関係者、保護司、民生児童委員学識経験者その他の関係者により構成する。

(3) 教育委員会の附属機関の設置

- ・ 法第14条第3項を踏まえ、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、白井市いじめ対策調査会を設置する。
- ・ 構成メンバーは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。
- ・ 市内の小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒に重大事態が発生した場合における事実関係等について調査・審議する場合、この附属機関を、調査を行う組織とする。

(4) 市(市教育委員会を含む)が実施すべき施策

ア 市として実施すべき施策

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずる。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備、電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制の整備・周知、県と市が円滑な連携を行う。

イ 教育委員会として実施すべき施策

以下の事項それぞれの性質に応じ、教育委員会として自ら実施したり、学校において適切に実施したりするように対応する。

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置等、家庭への支援を行う。
- 教育支援課の相談体制の充実を図る。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。
- いじめ防止対策マニュアルを作成し、各校のいじめ防止対策に活用する。
- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視する関係機関又は関係団体の取組の支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備を行う。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保

護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及を行う。

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携・協力体制を整備する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
- いじめ防止強化月間を設置し、集中していじめ防止に係わる取組が展開できるようにする。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめの防止、早期発見等の情報を学校・保護者・地域に示し啓発活動を行う。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらのものに対する、必要な啓発活動を実施する。
- 教育委員会は、必要に応じその設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら必要な調査を行う。
- 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- 家庭と学校との連絡・調整を図る。
- 市適応指導教室（ヤングハートしろい）への一時通室受け入れの調整を行う。
- 学校評価において、問題を隠さず児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- 教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など校務支援システムの整備を図る等、学校運営の改善を支援する。

（５）その他

学校の評価において、いじめ防止対策を取り扱う際には、事実が隠蔽されず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組について適正に評価を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

（１）いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、千葉県いじめ防止対策推進条例、白井市いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策マニュアル（白井市教育委員会）を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校基本方針」として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、いじめ対策組織の活動などを定める。

策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開するほか、様々な機会を活用して児童生徒・保護者に説明する。さらに、学校いじめ防止基本方針に示された学校の具体的な取組の実施状況について、学校評価の評価項目に設定し、各学校は評価を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設のいじめ対策組織を置く。当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。また、学校がいじめ対策が、全教職員の共通理解の下に実行化されるよう、経験年数や校務分掌にかかわらず、担任をはじめすべての教職員が参画できるよう、人員配置の工夫が必要である。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応する。

（３）学校におけるいじめ防止等に関する措置

いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

- いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- いじめの通報・発見時の初期対応から、組織的に取り組む。いじめに関する記録は確実に行う。
- いじめについての報告は、重大事態と校長が必要と判断した時は、速やかに教育委員会に報告する。前述以外は、定期的に教育委員会に報告する。

3 重大事態への対処

重大事態の対処に当たり、同種の事態の発生の防止を図るために行う。

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会はそれを受け市長へ報告する。
- ・ 教育委員会は、その事案の調査主体（学校又は教育委員会）について判断する。
- ・ 教育委員会又は学校は、その下の組織で、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、公平性・中立性を確保した調査を行う。
- ・ 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 調査結果の提供及び報告

- ・ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等の他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・ 教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

(自殺の背景調査における留意事項)

「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、白井市が設置した白井市いじめ対策再調査会で調査（以下「再調査」という。）を行う。当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。